



- I. 欧州における外国直接投資規制
- II. 外国投資規制 欧州主要諸国における各国法令アップデート
- III. 英国の EU 離脱(ブレクジット)後の関税問題について
- IV. 人工知能(AI)に対する欧州のアプローチ: White Paper の公表
- V. EU 加盟国間の二国間投資保護条約(Intra-EU BIT)を終了するための協定の署名
- VI. ドイツ: 新型コロナウイルス感染症対策としての破産申立義務の緩和等
- VII. イタリアの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する状況・対応について

2020年
5月22日号

I. 欧州における外国直接投資規制

執筆者: 川合 弘造、伊藤 龍一

[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2019年2月号「欧州における外国直接投資規制」](#)では、EU域外からEU域内への外国直接投資の審査制度に関する規則案の欧州議会による承認を取り上げて、EUレベルでの外国直接投資の審査制度創設の動きについて紹介した。当該規則案は、2019年3月に欧州理事会に承認されて発効しており(以下、発効した規則を「EU規則」という。)、2020年10月11日に適用が開始される予定である¹。

新型コロナウイルス(以下「COVID-19」という。)が世界中で猛威を振るう中、EU規則の適用開始に先行して動きがあったため、概要を紹介する。なお、今般EUから離脱する方向が確定的となった英国でも類似の動きが見られるが、本稿では取り扱わないこととする。

1. EU規則

EU規則は、各EU加盟国に外国投資の承認可否の判断権限を持たせる一方で、外国投資家の株主構成や外国投資の資金源等の情報を他のEU加盟国及び欧州委員会に通知すべき旨を定めている。詳細は、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2019年2月号「欧州における外国直接投資規制」](#)をご参照いただきたい。

2. EUガイダンス

2020年3月25日、欧州委員会は、EU規則の適用開始に先行して第三国からの外国直接投資及び資本の自由な移動並びに欧州の戦略的資産の保護に関するガイダンス(以下「EUガイダンス」という。)を公表した²。奇しくも、EUガイダンスの公表は、COVID-19のワクチン開発に取り組むドイツ企業に対して米国のトランプ大統領が出資を検討しているという動きが報じられてからわずか10日後のことであった。他にも、中国企業をはじめとする外国企業が、COVID-19の影響で割安感が出ている欧州産業

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R0452&from=EN>

² https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/march/tradoc_158676.pdf

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

への出資や買収を目論んでいるという懸念がこの背景にはあったように思われる。

EU ガイダンスは、このような状況下で、COVID-19 により特に重要性が増しているヘルスケア産業を営む企業(例えば、医療機器・身体を保護する製品を生産する企業、ワクチン開発をはじめとした研究を行う企業)等に対する外国直接投資がもたらすリスクに対処することに重点を置いて発出されたものと位置づけることができるだろう。

まず、EU ガイダンスが審査の実施主体を各 EU 加盟国としている点は、EU 規則と同様であり、現時点で既に審査制度を保有する国には当該審査制度を最大限活用するよう求めるとともに、審査制度を有していない国及び審査制度が不十分な国に対しては十分な審査制度を確立することを求めている。なお、2020 年 4 月 15 日時点で外国直接投資の審査制度を保有する国は 14 か国、保有していない国は 13 か国である³。

EU 規則は、上記のとおり審査主体を各 EU 加盟国とする一方で、外国直接投資が実行されてから 15 か月以内であれば他の EU 加盟国及び欧州委員会が当該審査を行った EU 加盟国に対してコメント又は意見を提供できるとしている。EU ガイダンスはこの点を改めて強調しており、各 EU 加盟国に対して厳格な審査を要求する姿勢が現れていると考えられる。

さらに、EU ガイダンスは、安全保障や公共秩序の観点から検討対象になる取引として、外国直接投資に該当しないポートフォリオ投資についても言及している。一般的には、ポートフォリオ投資を行ったとしても、出資した主体が対象会社を実効的に支配することは必ずしも容易ではないために、安全保障や公共秩序の観点から問題とはなりにくい場合が多いとはしつつも、各 EU 加盟国の会社法に基づき特定の権利が付与されるような割合の出資が行われる場合には問題となり得る旨示唆する。

上記のとおり、EU ガイダンスは海外企業による直接投資の審査という観点からの方針を整理しているが、これらに加えて、拒否権付株式(Golden Shares)の活用が示唆されている点も注目に値するだろう。拒否権付株式を EU 加盟国政府自身が保有することにより、EU 加盟国政府がそうした投資対象となる企業の株主として特定の投資を阻止したり一定の条件を課して制限したりするという手法は、かつて一部の EU 加盟国により好んで用いられたが、近時は否定的な意見が多かった。それだけに、拒否権付株式の活用を示唆する EU ガイダンスは「保護主義的」なアプローチに回帰していると評価する向きもあるかもしれない。実際、軌を一にするように、欧州委員会の競争政策担当委員である Margrethe Vestager 氏は、中国企業による外国直接投資の脅威を防ぐために、欧州企業の株式を政府自ら取得するよう EU 加盟国に促しているとの報道がある⁴。

EU ガイダンスは、欧州機能条約(以下「TFEU」という。)63 条 1 項が定める資本の移動の自由との関係性にも言及している。資本の移動の自由は、EU 加盟国間のみならず EU 加盟国と EU 域外の第三国との間においても認められてきたものである。資本の移動の自由を制限する場合には、公共政策的目的に適合していること、制限の必要性があること、比例原則を充足していることが求められる旨がこれまで確認されてきた。そして、EU ガイダンスは、下記のとおり、近時の情勢に鑑みて想定される具体的な事例に言及しており、各 EU 加盟国が判断するに当たっての指針として機能するのではないかと考えられる。

まず、外国投資家が戦略的に重要な資産を「略奪的に取得(predatory buying)」する場合は挙げられている。例えば、EU 市場への特定の商品供給・役務提供の制限を目的として出資されるような場合である。かかる場合には、TFEU65 条 1 項(b)に定められる「公共の秩序又は安全保障」が最も関連する例外規定と整理されている。さらに、欧州裁判所の先例では公衆衛生上の配慮がその他の一般的な利益との関係で優先する理由とされていることや、TFEU66 条においてセーフガード措置が認められていることにも言及し、各 EU 加盟国が外国からの投資に対する制限を正当化する際に根拠となり得る事情として示唆している。

また、第三国から欧州への直接投資がされる場合で、対象会社の資本市場における評価額が本来的な価値を下回っていると考えられる場合には、公共の利益の保護に対していかなる影響が生じるか又は生じる可能性があるかを含めて検討することが考えられる旨言及している。例えば、必要不可欠な商品の供給や役務の提供に関する決定が、第三国の投資家の意思によって左右されてしまうような事態が生じないかが検討対象となる。特に、EU 加盟国企業と EU 域外の第三国企業との間での取引は、EU

³ https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/june/tradoc_157946.pdf

⁴ 例えば、“EU’s Vestager says EU nations should buy stakes to block Chinese takeovers: FT”, Reuters がある(最終閲覧日 2020 年 5 月 13 日)。
<https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-antitrust-eu/eus-vestager-says-eu-nations-should-buy-stakes-to-block-chinese-takeovers-ft-idUSKCN21U0TI>

加盟国企業間の取引とは異なる形で制限の正当化根拠や比例原則を検討する必要があると明示されており、各 EU 加盟国の判断において、正当化根拠として許容される事情が幅広く解釈される可能性がある。こうした文言の背後には、2008 年に発生した世界金融危機の際に、割安感があつた欧州企業に対して外国投資家が安値で出資したケースが相当程度見られたことから、同様の事態を避けたいという意向があるように見受けられる。

3. 日本企業への示唆

EU 規則及び EU ガイダンスは特定の国に言及しているわけではなく、日本の投資家を含む主要国の投資家は、今後の各 EU 加盟国による外国直接投資審査の運用の変化に注意する必要があると考えられる。現在進行中又は検討中の取引に関しても、EU ガイダンスを踏まえた各 EU 加盟国における手続を遵守する必要があるため、取引が当初の予定よりも遅延するリスクや新たに検討が必要となる問題点を把握し、予め対処することが肝要である。もっとも、こうした規制が主たるターゲットとしているのは、日本企業というよりも、中国をはじめとする新興国企業による投資であることは間違いがない。

また、EU ガイダンスは、COVID-19 が流行する状況下で一時的に導入された措置であるものの、事態の収束後も継続的な措置として残る可能性がある点にも留意する必要がある。特に、ドイツは 2020 年 7 月から 12 月まで、フランスは 2022 年 1 月から 6 月までの期間、それぞれ欧州理事会の議長国を務めることとなっており、当該期間に EU 域外からの直接投資を厳格に審査する傾向が強まる可能性があると考えられる。

欧州所在の企業に対する出資を検討している日本企業は、出資の対象となる企業の営む事業内容や株主構成に注意を払い、当局がいかなる懸念を持つか、当該懸念をいかに解消することが可能か、拒否権付株式を有する株主がいる場合には拒否権を発動されないかといった観点からも検討をする必要がある。その上で、当局による審査がされる場合には、当局との間で信頼関係を築いた上で、安全保障や公共の秩序の観点から問題とならないことを説明するとともに、場合によっては当局の懸念を解消するための条件の提案も含め、積極的にコミュニケーションを図ることが重要と考えられる。

EU ガイダンスの策定に際して、欧州委員会は、米国の財務省とは議論を重ねてきたとされており、また、こうした規制強化は、英国・豪州・カナダ・日本といった国でも同様に見られるところであり、これらの国々は欧州委員会と問題意識を共有しているようにも思われる。他方で、欧州委員会は、中国・ラテンアメリカ諸国の政府機関と連携をとっていない模様である。いずれにしても、こうした海外からの直接投資を厳格に審査しようとする動きは、海外進出を進めようとする中国をはじめとした新興国との間での溝を深めることも想定される。

EU ガイダンスには、中国等の新興国企業の脅威から欧州産業を守るという意図がうかがわれるところ、EU の産業戦略、例えば企業結合規制のアプローチに影響を及ぼす可能性もあるかもしれない。昨年、欧州委員会が企業結合審査の結果、ドイツの Siemens AG によるフランスの Alstom SA の鉄道事業の買収を認めなかったことは記憶に新しい。かかる企業結合は、急速に巨大化し、世界的に影響を増す中国の鉄道事業会社の脅威に対抗可能な企業を欧州においても誕生させる試みであったが、最終的に頓挫した。これと同様の、世界を席卷し始めた中国企業への対抗を目的とした企業結合に対して、欧州委員会が今後柔軟な対応をするのか注目されるところである。

以上

かわい こうぞう
川合 弘造

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

k_kawai@jurists.co.jp

1988年弁護士登録。1994年KULーベン大学大学院法学部修士(EC法専攻, LL.M.)(magna cum laude)。ブリュッセルのクリアー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所にて勤務。日本内外の独占禁止法/競争法全般と通商法を専門とするほか、大型の国際訴訟や内外の各種規制当局対応業務を行っている。2006年より2015年まで東京大学法科大学院非常勤講師を務めたほか、政府の各種審議会・研究会等でも委員を務めてきている。

いとう りゅういち
伊藤 龍一

西村あさひ法律事務所 弁護士

ry_ito@jurists.co.jp

2018年弁護士登録。2017年東京大学法学部卒業。WTO紛争解決手続や貿易救済措置に係る対応をはじめ、国際通商法業務に幅広く従事している。日本内外の企業結合規制への対応等、独占禁止法/競争法業務全般も行う。

II. 外国投資規制 欧州主要諸国における各国法令アップデート

執筆者:木津 嘉之、中村 日菜美

前記「欧州における外国直接投資規制」にも詳細されている、近時の EU における外国投資規制に関する厳格化の動きは、EU の各加盟国の法令改正という形でも現れてきている。以下においては、欧州の主要各国のうち近時法令改正の動きがあったフランス、ドイツ、イタリア及びスペインに関する概況を報告する。

1. フランス

2019年12月31日付のデクレ及びアレテ(命令)によって、以下を含む外国投資規制の強化⁵がされ、2020年7月1日より施行される⁶。

- ・ **基準割合の引下げ**: 事前承認の対象となる「取得」の基準となる議決権または資本の保有割合が 33.33%から 25%に引き下げられた。
- ・ **事前承認業種範囲の拡張**: 食料安全保障、オンラインを含む出版業及び量子技術、エネルギー貯蔵に関する研究・開発事業が事前承認の対象となる業種に追加された。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、以下を含む規制強化の方針が公表⁷された。

- ・ **バイオテクノロジー関連業種の追加**: バイオテクノロジーを事前承認の対象セクターに追加する⁸。
- ・ **基準割合の一時的引下げ**: 外国投資家による、事前承認業種を営む上場企業への対内直接投資の承認申請の基準となる議決権または資本の保有割合を、一時的に 10%に引き下げる。かかる場合の外国投資家による投資については、ファーストトラックの申請制度が適用され、事前承認のための審査期間が 10 日に短縮される⁹。

2. ドイツ

ドイツにおいては、2018年以降、外国投資規制の厳格化が進められており、例えば、重大なインフラに関する一定の分野における外国投資家による「取得」の基準となる株式保有割合は原則 10%(改正前は 25%)と改正される等していた。さらに、2020年4月8日に、外国貿易管理法(Außenwirtschaftsgesetz)が以下のように改正された¹⁰。

⁵ 但し、事前承認のための審査期間は、2ヶ月から30営業日に短縮される。

⁶ 但し、2020年4月1日以降の事前承認及び届出から当該規制の措置が適用される(デクレ4条)。

⁷ 2020年4月29日に経済担当大臣により、当該方針が公表された。

⁸ 2020年4月27日付の命令で定められており、当該命令は2020年4月30日より施行されている。

⁹ 2020年下半年施行予定かつ、2020年12月31日までの時限措置とされている。

¹⁰ 本改正は、EU規則の発効に対応したもので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたものではない。

- ・ **EU スクリーニング規制との平仄**: EU におけるスクリーニング規制の導入により、欧州委員会及び他の EU 加盟国はドイツにおける外国投資についてコメントを提出すること等ができることとなり、ドイツ経済エネルギー省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Energie) は、外国投資家による対内投資審査に当たり、他の EU 加盟国及び EU 全体の状況をも考慮することとなる。
- ・ **政府干渉要件の緩和**: 改正前の外国貿易管理法によれば、政府による干渉の要件として、取引が公共秩序または安全を害するといえるような場合に限定していたところ、改正後は、公共秩序または安全を害する「おそれがある」場合に拡張されることとなる。
- ・ **スタンドスティール義務対象範囲の拡張**: 軍事・セキュリティ関連等の一部のセクターにのみスタンドスティール義務(政府当局の承認まで取引を実行しない義務)が課されていたが、重大なインフラに関連する事業分野を含め報告義務が課される全ての取引にスタンドスティール義務が拡大された¹¹。また、2020 年 4 月 27 日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、以下のような外国貿易管理令 (Außenwirtschaftsverordnung) の改正案が提出された。
- ・ **ヘルスケア等の追加**: 規制対象にヘルスケア、政府機関によるコミュニケーションインフラ、重要原材料の抽出及び加工に関するセクターを追加する。
- ・ **第三国の政府の管理**: 外国投資審査の際に、外国投資家について、第三国の政府の管理下にあるか¹²も考慮することを確認する。
- ・ **確認規定**: アセットディールも規制対象に含まれることを確認する。報告を契約締結後遅滞なく行わなければならないことを確認する。

3. イタリア

イタリアにおいても 2019 年以降、外国投資規制(イタリアにおいて、「ゴールデンパワー」規制と呼ばれる)の強化が見られていた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、2020 年 4 月 8 日に公布された法令により、以下のように外国投資規制の強化が表明された。

- ・ **センシティブな事業分野への拡張**: 届出義務の適用対象が、i 重要なインフラ、ii 重要なテクノロジー、iii エネルギー及び原材料を含む重要なインプットの供給及び安全、iv センシティブ情報へのアクセス、v 自由で多様なメディアの 5 つの事業分野も含む形に拡大された。
- ・ **届出義務**: 2020 年 12 月 31 日までの間、上記各分野に関連する事業を営む企業及びこれらの企業を買収しようとする者は、支配権の移動等を生じさせる決定、行動、取引についても届出義務を負うこととなった。また、同期間中の EU 域外からの投資について、投資額が 100 万ユーロ以上で対象会社の株式の保有割合につき 10% の基準値を超えて取得する場合、あるいは、対象会社の株式を 15、20、25 及び 50% の基準値を超えて取得する場合に、基準値を超えた取得について届け出なければならないこととなった。
- ・ **職権調査権限**: 政府は、いわゆるゴールデンパワー¹³の行使に先立ち、職権を行使して届出義務違反の有無を調査できるようになり、かかる調査のために行政機関、民間企業、その他第三者からデータや情報を収集できるようになった。

4. スペイン

2020 年 3 月 18 日に、以下を含む新たな外国投資規制が施行された。

- ・ **外国直接投資の定義**について、
 - a. EU 及び EFTA 域外の居住者、または EU 及び EFTA 域外の居住者が実質的に保有する¹⁴ EU 及び EFTA 居住者による投資であって、
 - b. 対象会社の議決権を 10% 以上取得する、または経営支配権を獲得するものが外国直接投資に当たる。
- ・ **事前承認規制**: 外国直接投資のうち次のいずれかに当たる場合には、事前承認が必要となる。

¹¹ いわゆる、ガンジャンピング(承認を得る前に取引のクロージングや機密情報のやり取りがなされた場合)には、罰金または懲役が科される。

¹² 直接・間接を問わず、また、公共団体や軍隊による管理も含む。

¹³ 届出義務の適用対象の取引について、イタリア政府には拒否権の行使または特別な条件の付加を内容とする広範な裁量が認められている。

¹⁴ EU 及び EFTA 域外の居住者が、EU 及び EFTA 域内の居住者である投資家の株式または議決権の 25% 以上を直接または間接に所有している場合、またはかかる投資家に対して直接または間接に支配権を行使している場合をいう。

- a. 対象会社が主要戦略事業(例えば、重要なインフラ、重要なテクノロジー、重要なインプットの供給及び安全、機微情報を扱う産業、メディア)を行っている場合
- b. 投資家が i 第三国の政府により支配されている¹⁵、ii 他の EU 加盟国の公共秩序、安全または公衆衛生に影響を与える事業を行っている、または iii 違法行為または犯罪行為を行ったとして行政手続きまたは司法手続きを受けている場合

・ **事前承認に要する期間**: 事前承認申請書の提出から 6 ヶ月以内に、政府による承認または不承認の通知がなされることとなる。当該通知がかかる期間内になされない場合には不承認とみなされる¹⁶。但し、100 万ユーロ未満の取引については、事前承認は不要であり、また、当該規制の施行前に合意された取引、及び 100 万ユーロ以上 500 万ユーロ未満の取引については、ファーストトラック制度が適用され、30 日以内に承認または不承認の通知がなされる。

以上



きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.kizu@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)ロースクール卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクゼキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。



なかむら ひなみ
中村 日菜美

西村あさひ法律事務所 弁護士

hi.nakamura@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2019年一橋大学法学部卒業。
国内外のM&A案件等を中心に、企業法務全般に幅広く従事。

III. 英国の EU 離脱(ブレクジット)後の関税問題について

執筆者: 平家 正博、吉田 咲耶

1. 現在の状況

英国は、2019年10月17日にEUとの間で離脱協定を締結し¹⁷、2020年1月31日をもってEUから離脱した。英国は、2020年12月31日までは離脱協定に基づく「移行期間(transition period)」としてEUの単一市場に留まるが¹⁸、英国とEUとの間で離脱協定に代わる新たな協定は未だ締結されていない。

また、移行期間中、英国はEUが締結した国際協定に基づく義務を負うが¹⁹、移行期間終了後はEUの国際協定の適用を受け

¹⁵ 直接・間接を問わず、また、国家機関や軍隊による支配も含む。

¹⁶ 政府承認が得られるまでの間に行われた投資については無効であり、取引額の範囲内で罰金が科される。

¹⁷ Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.CL.2019.384.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2019:384:FULL>>.

¹⁸ 離脱協定 126 条。なお、離脱協定上は、EU と英国とが合意することにより、1 回に限り、1 年又は 2 年移行期間を延長することができるが(離脱協定 132 条 1 項)、英国の EU 離脱協定法は、政府が期間延長に合意することを禁止している(EU 離脱協定法 33 条 <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/section/33/enacted>>).

¹⁹ 離脱協定 129 条 1 項。

ない。英国は、スイス、アイスランド、ノルウェー、韓国等の一部の国又は地域との間で既に貿易協定を締結しており、移行期間終了後にはこれらの協定が適用されることとなる²⁰。他方で、英国は、日本を含む多くの国との間で EU の貿易協定の代わりとなる協定を未だ締結しておらず、移行期間終了時までには締結されるか否かは不透明である²¹。

本稿では、EU、日本及び米国との間で移行期間終了後に適用される関税率並びに両国との貿易交渉の状況について現在の状況を整理する。

2. EU—英国間の関税

(1) 移行期間中の取扱い

移行期間中、英国は、原則として EU 法の適用を受け²²、EU 関税同盟及び単一市場に留まる。したがって、EU 産品は関税を賦課されることなく英国市場に輸入され、英国産品も関税を賦課されることなく EU 市場に輸入される。

(2) 移行期間中に EU と英国との間で新たな協定が発効されなかった場合

離脱協定は、移行期間終了後における EU と英国との間の関税について規定しておらず²³、移行期間中に新たな協定が発効されなかった場合、英国からの輸入品及び EU からの輸入品には、互いに関税が賦課される可能性が高い。

ア 英国からの輸入品に対して適用される EU の関税率

EU は、移行期間終了後に英国との間に貿易障壁が生ずるとしている²⁴。EU が移行期間終了後に英国からの輸入品に対して適用する関税率は公表されていないが、移行期間中に新たな協定が発効されない場合、EU は、WTO 譲許税率を上限として無差別に関税率を適用する必要があることから²⁵、英国からの輸入品に対して他の WTO 加盟国からの輸入品に対して適用するのと同じ関税率を適用することとなると考えられる²⁶。

イ EU からの輸入品に対して適用される英国の関税率

英国政府は、2020 年 5 月 19 日、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から適用する UK Global Tariff(無差別に適用される最惠

²⁰ 英国が貿易協定を締結した国及び地域は、英国政府のサイトで公表されている(United Kingdom, Department for International Trade, *Existing UK trade agreements with non-EU countries*, 4 May 2020, at <<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>>)。

²¹ 英国は、EU 及び日本に加え、新たに、米国、オーストラリア及びニュージーランドとの間の貿易交渉を優先する方針を公表している(United Kingdom, Department for International Trade, *The UK's trade agreements*, 2 March 2020, at <<https://www.gov.uk/government/collections/the-uks-trade-agreements>>)。

²² 離脱協定 127 条 1 項。

²³ ただし、アイルランド/北アイルランド議定書において、北アイルランドに持ち込まれる産品に対する関税及び通関手続に係る規定が置かれている。

²⁴ European Commission, *Getting ready for the end of the transition period*, at <https://ec.europa.eu/info/european-union-and-united-kingdom-forging-new-partnership/future-partnership/preparing-end-transition-period_en>。

²⁵ WTO 協定は、各加盟国に、自らの関税率の上限(WTO 譲許税率)を定めた上で、当該 WTO 譲許税率の範囲内において関税率を定める自由を認めているが、当該関税率は、他の WTO 加盟国に対して無差別に適用されなければならない。ただし、EPA において WTO 譲許税率より有利な特惠関税を定めた場合、無差別原則の例外として当該特惠関税を適用することが認められる。

²⁶ EU の関税率は、EU の Web サイトで確認することができる(European Commission, Trade Market Access Database: EU Tariffs, at <<https://madb.europa.eu/madb/euTariffs.htm>>)。

国待遇税率)を公表した²⁷。UK Global Tariff は、2%未満の税率を撤廃する等、現在適用している実行関税率(EU の共通域外税率)を簡素化したほか、英国のサプライチェーンに入る輸入品(銅合金管、ネジ・ボルト等)、消費者の利益に資する産品(食洗機等)、持続可能な経済を促進する産品(サーモスタット、魔法瓶、LED 照明及びインナーチューブ)並びにほぼ全ての医薬品及び大半の医療器具といった幅広い産品について関税を撤廃する²⁸。ただし、子羊肉、牛肉及び鶏肉等の農産物に対する関税、自動車に対する 10%の関税並びに大多数の陶磁器に対する関税等の一定の関税は維持される²⁹。なお、関税割当の取扱いについては、英国の WTO 譲許表における関税割当に基づき、2020 年中に改めて公表される³⁰。

移行期間中に新たな協定が発効されない場合には、EU からの輸入品に対しても、かかる UK Global Tariff が適用されると考えられる。

(3) EU と英国との貿易交渉の状況

離脱協定は、EU と英国とが、両者の将来関係を規律する協定を可能な限り移行期間終了時から適用するため迅速に交渉するよう最大限努力することを規定し³¹、離脱協定と共に合意された政治宣言が、かかる協定の枠組みを示している³²。EU と英国とは、現在、新たな貿易協定に係る交渉を行っているものの、移行期間終了時までには協定が発効するか否かは不透明である。

ア EU からの輸入品及び英国からの輸入品に対して課される関税

政治宣言は、物の貿易について、EU と英国とが自由貿易協定を締結し、互いに関税又は数量制限を課さないとする³³。政治宣言は法的拘束力を持つものではないが、EU 及び英国はいずれも、かかる政治宣言に則った方針を公表している。すなわち、英国が 2020 年 5 月 19 日に公表した EU との自由貿易協定ドラフトには、(当該自由貿易協定において規定されている場合を除き、)互いの原産品に対する関税を撤廃するとの規定に加え、産品の輸入又は輸出制限を禁止する規定が置かれている³⁴。また、EU

²⁷ 2021 年 1 月 1 日から適用される英国の最恵国待遇関税率は、英国の Web サイトで確認することができる(United Kingdom, *Check UK trade tariffs from 1 January 2021*, at <<https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021>>)。なお、英国は、離脱合意なき EU 離脱(ハードブレグジット)の場合に備え、暫定的な関税枠組みを発表していたが(United Kingdom, Department for International Trade, *Check temporary import tariff rates after a no-deal Brexit*, 8 October 2019, at <<https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>>)、離脱協定の合意により、かかる関税枠組みが適用されることはなくなった(United Kingdom, Department for International Trade, *Trade Policy Update: Written statement - HCWS95*, 6 February 2020, at <<https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2020-02-06/HCWS95/>>)。

²⁸ United Kingdom, Department for International Trade, HM Treasury, and The Rt Hon Elizabeth Truss MP, *UK Global Tariff backs UK businesses and consumers*, 19 May 2020, at <<https://www.gov.uk/government/news/uk-global-tariff-backs-uk-businesses-and-consumers>>。

²⁹ *Ibid.*

³⁰ United Kingdom, Department for International Trade, *Guidance: UK tariffs from 1 January 2021*, 19 May 2020, at <<https://www.gov.uk/guidance/uk-tariffs-from-1-january-2021>>。英国は、これまで EU が提出した譲許表(WTO 譲許税率を記載した表)の適用を受けており、英国独自の譲許表を有しなかったことから、2018 年 7 月 19 日、EU 離脱後の譲許表のドラフトを WTO に提出した(United Kingdom, Department for International Trade, *Submission of UK's Goods Schedule at the World Trade Organization: Written statement - HCWS878*, 19 July 2018, at <<https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2018-07-19/HCWS878/>>)。英国が提出した譲許表の一部(特に関税割当の扱い)については、異議が申し立てられたことから、英国と異議申立国との間で交渉が続いている(General Council, *The United Kingdom's Withdrawal from the European Union: Communication from the United Kingdom*, 1 February 2020, WT/GC/206, para. 2.2)。

³¹ 離脱協定 184 条。

³² Political declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom, at <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.CI.2019.384.01.0178.01.ENG&toc=OJ:C:2019:384:FULL>>。

³³ 政治宣言 19 項及び 22 項。なお、2018 年 11 月 22 日にメイ政権の下で合意されていた政治宣言には、EU と英国とが、可能な限り緊密な物品に係る貿易関係を構想すること、及び関税や数量制限を課さず、原産地規則に基づく検査を要しない「単一関税領域(single customs territory)」を築くことが記載されていた(Political declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom, at <<https://www.consilium.europa.eu/media/37059/20181121-cover-political-declaration.pdf>>, paras. 21 and 23)。

³⁴ United Kingdom, *Draft UK-EU Comprehensive Free Trade Agreement (CFTA)*, 19 May 2020, at <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/886010/DRAFT_UK-EU_Comprehensive_Free_Trade_Agreement.pdf>, Articles 2.6 and 2.11.

が 2020 年 3 月 18 日に公表した、英国とのパートナーシップに係る協定のドラフトも、互いに関税を課すことを禁止する規定に加え、製品の輸入又は輸出制限を禁止する規定を置いている³⁵。

ただし、英国の協定ドラフト及び EU の協定ドラフトはいずれも、両者が貿易救済措置を課す権利を有することを確認している³⁶。したがって、新しい協定において、EU と英国とが互いにアンチダンピング関税や補助金相殺関税といった貿易救済措置を課すことは、禁止されないと考えられる。

イ 同一の競争条件の確保

前述のとおり、EU と英国とは、互いに輸入品に対して関税又は数量制限を課さない点において方針が一致している。しかし、その前提となる「同一の競争条件(level playing field)」の確保については、EU と英国との立場に隔たりがあり、今後の交渉における最も大きな問題の 1 つになると見られている³⁷。

政治宣言は、EU と英国との地理的接近性及び経済的相互依存性を考慮すると、両者の将来関係は公正な競争を確保し、「同一の競争条件」を確保する強固な約束を含むものでなければならないと述べる³⁸。具体的には、国庫補助、競争、社会福祉及び労働水準、環境、気候変動及び関連する税制の分野で、移行期間終了時において EU と英国とに適用される共通の高い基準を維持することが記載されている³⁹。

英国との交渉に係る EU 理事会決定に添付された文書は、国庫補助、競争、国有企業、社会福祉及び労働基準、環境基準、気候変動、関連する税制等について、EU 基準を標準(a reference point)として、将来に亘り高い基準を維持すべきであり、管理機関に同一の競争条件に係る約束を修正する権限を与えるべきであると述べる⁴⁰。また、同文書は、英国とのパートナーシップが、EU の国庫補助の規定を英国に適用することを確保し、かかる適用に係る紛争は、同パートナーシップの紛争解決手続の対象となるべきであると述べる⁴¹。EU は、英国が保護レベルを下げるにより不公正な競争上の優位性を得ることを防止する必要があると説明するが⁴²、かかる方針は、英国に対して、既存の EU 基準のみならず今後発展する EU 基準まで遵守することを求めるものであり⁴³、英国政府はこうした記載は受け容れられないとして反発している⁴⁴。

³⁵ European Commission, Task Force for Relations with the United Kingdom, *Draft text of the Agreement on the New Partnership with the United Kingdom*, 18 March 2020, at <<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/200318-draft-agreement-gen.pdf>>, Articles GOODS. 5 and 10(1).

³⁶ United Kingdom, *Draft UK-EU Comprehensive Free Trade Agreement (CFTA)*, 19 May 2020, Articles 4.3 and 4.6; and European Commission, Task Force for Relations with the United Kingdom, *Draft text of the Agreement on the New Partnership with the United Kingdom*, 18 March 2020, Article GOODS. 17.

³⁷ "The EU and Britain start negotiating a post Brexit trade deal", *The Economist*, 1 March 2020, at <<https://www.economist.com/britain/2020/03/01/the-eu-and-britain-start-negotiating-a-post-brexite-trade-deal>>.

³⁸ 政治宣言 77 項。

³⁹ 同上。

⁴⁰ General Secretariat of the Council, *Annex to Council Decision authorising the opening of negotiations with the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland for a new partnership agreement*, 25 February 2020, at <<https://www.consilium.europa.eu/media/42736/st05870-ad01re03-en20.pdf>>, paras. 94 and 95.

⁴¹ Ibid. para. 96.

⁴² European Commission, *Internal EU 27 preparatory discussions on the future relationship: "Level playing field"*, 14 January 2020, at <https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/seminar-20200114-lpf_en.pdf>, p. 5; and General Secretariat of the Council, *European Council (Art. 50) (23 March 2018)- Guidelines*, 23 March 2018, at <<https://www.consilium.europa.eu/media/33458/23-euco-art50-guidelines.pdf>>, para. 12. See, also General Secretariat of the Council, *Special meeting of the European Council (Art. 50) (29 April 2017)- Guidelines*, 29 April 2017, at <<https://www.consilium.europa.eu/media/21763/29-euco-art50-guidelinesen.pdf>>, para. 20.

⁴³ なお、アイルランド/北アイルランド議定書は、「北アイルランドと EU との間の貿易に影響を与える措置に関連して」との限定を付した上で、議定書に列挙された国庫補助に係る規定が英国に適用されるとする(10 条 1 項)。

⁴⁴ Jim Brunsten and George Parker, "Michel Barnier irritated by UK stance ahead of trade talks", *Financial Times*, 26 February 2020, at <<https://www.ft.com/content/7d0bb2fc-57b6-11ea-a528-dd0f971febbc>>.

他方で、英国が 2020 年 2 月に公表した交渉方針は、英国が補助金の規制について独自の制度を有するとしており⁴⁵、英国の協定ドラフトも、英国と EU が互いに自身の補助金について通知すること、及び相手方から自身の補助金について協議を要請された場合には、当該協議要請を十分に考慮することを規定するものの、当該協議は紛争解決手続の対象とならないとしている⁴⁶。また、英国の交渉方針は、EU 及び英国が効果的な競争法を維持する約束を含むべきであるが、当該約束は法的又は規制上の連携を要求しないとしており⁴⁷、実際、英国の協定ドラフトも、英国と EU が反競争的な行為を禁止する適切な措置をとること、及び英国及び EU の競争当局が各自の競争法を施行する際に連携協力を努めることを規定した上で、これらの規定は紛争解決手続の対象とならないとする⁴⁸。英国は、政治宣言が、高い国際水準の遵守を約束しながら独自のアプローチを追求する主権を守るものであると説明しているが⁴⁹、EU は、英国の交渉方針を、「公正な競争」を確保する「強固な」かつ相互に合意された体制を創設するとの約束の甚だしい違反であると見ている⁵⁰。

3. 日本－英国間の関税

(1) 移行期間中の取扱い

移行期間中、英国は EU の締結した国際協定に基づく義務を負うため⁵¹、日本から輸出される製品に対しては、日 EU・EPA で合意した特恵関税が適用されている。また、日本に輸入される英国産品についても、日 EU・EPA に基づく特恵関税が適用されている⁵²。

(2) 移行期間中に日本と英国との間で新たな協定が発効されなかった場合

移行期間終了後、英国は、EU の締結した国際協定の適用を受けないことから、日 EU・EPA で合意した特恵関税は適用されない。したがって、移行期間中に日本と英国との間で日 EU・EPA に代わる新たな協定が発効されない限り、英国と日本とは、互いに、他の WTO 加盟国からの輸入品に対して適用するのと同じ関税率を適用することになると考えられる。すなわち、日本から英国に輸入される製品に対しては、EU からの輸入品と同様、UK Global Tariff が適用されると考えられる。これに対し、日本に輸入される英国産品に対しては、関税定率法及び関税暫定措置法において定められた税率と日本の WTO 譲許税率とのいずれか低い税率が適用されることとなる⁵³。

⁴⁵ United Kingdom, *The Future Relationship with the EU: The UK's Approach to Negotiations*, 27 February 2020, at <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/868874/The_Future_Relationship_with_the_EU.pdf>, p. 15.

⁴⁶ United Kingdom, *Draft UK-EU Comprehensive Free Trade Agreement (CFTA)*, 19 May 2020, Articles 21.2, 21.3, and 21.8.

⁴⁷ United Kingdom, *The Future Relationship with the EU: The UK's Approach to Negotiations*, 27 February 2020, p. 15.

⁴⁸ United Kingdom, *Draft UK-EU Comprehensive Free Trade Agreement (CFTA)*, 19 May 2020, Articles 22.2 and 22.4.

⁴⁹ House of Lords, The European Union Committee, *Brexit: the revised Withdrawal Agreement and Political Declaration*, 10 January 2020, at <<https://publications.parliament.uk/pa/ld5801/ldselect/ldeucom/4/4.pdf>>, paras. 281-285.

⁵⁰ George Parker and Jim Brunsten, "Boris Johnson goes back on trade deal pledges to Brussels", *Financial Times*, 27 February 2020, <<https://www.ft.com/content/84c4cfee-58b3-11ea-abe5-8e03987b7b20>>.

⁵¹ 離脱協定 129 条 1 項。

⁵² 財務省関税局「英国の EU 離脱後(移行期間)における日 EU・EPA の適用について」(2020 年 1 月 31 日)<<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement.htm>>。

⁵³ なお、関税定率法及び関税暫定措置法において定められた税率及び日本の WTO 譲許税率は、下記の税関 Web サイトで公表されている(財務省関税局「輸入統計品目表(実行関税率表)」<<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>>)。

(3) 貿易交渉の状況

英国政府は、2020年5月12日、日本との交渉を近くビデオ会議方式で開始することを発表した⁵⁴、移行期間中に日英間の新たな貿易協定が発効されるか否かは不透明である。

日EU・EPA交渉妥結前の2017年8月31日に行われた繁栄協力に関する日英共同宣言は、日EU・EPAの最終的な規定を踏まえ、日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組むとしていた⁵⁵。その後、2020年2月8日の日英外相戦略対話共同プレスステートメントも、日EU・EPAを日英間の将来の経済的パートナーシップの基礎として用いるとのコミットメントを再確認し、新たなパートナーシップを日EU・EPAと同様に野心的で高い水準で互恵的なものとするために速やかに取り組むとしている⁵⁶。したがって、日英間の貿易協定は、日EU・EPAの規定を踏襲した内容となる可能性がある。

もともと、日本及び英国は、それぞれ日EU・EPAよりも自国に有利な条件を引き出すことを狙っており、両国間の貿易協定は、日EU・EPAとは異なる内容が含まれる可能性もある。英国は、2020年5月13日に公表した貿易交渉の方針において、日本との貿易協定について寄せられた主な要望として、日EU・EPAにより実現した関税引下げ及び撤廃を引き継ぐこと(後退しないこと)、並びに日EU・EPAよりも広範囲又は早期の関税撤廃を行うことを挙げている⁵⁷。日本は、日EU・EPAを超える自由化を英国に求め、例えば、日EU・EPAでは発効8年目で撤廃される10%の自動車関税について、英国には即時撤廃を要請する方針であると報じられているが⁵⁸、同時に、日EU・EPAと比べ日本の贅沢品市場へのアクセスを縮小することも考えているとの報道もある⁵⁹。

4. 米国－英国間の貿易交渉

(1) 移行期間中の取扱い

米国はEUとの間で特惠関税を定める協定を締結していないことから、英国からの輸入品には米国の最恵国待遇税率が賦課される。英国も、EUとの間で貿易協定を締結していない国からの輸入品に対して、移行期間中、EUの共通域外税率を賦課している⁶⁰。

(2) 移行期間中に米国と英国との間で協定が発効されなかった場合

英国から米国に輸入される製品に対しては、引き続き米国の最恵国待遇税率が賦課されるが、米国から英国に輸入される製品に対しては、前述のUK Global Tariffが適用されると考えられる。

⁵⁴ United Kingdom, Department for International Trade and The Rt Hon Elizabeth Truss MP, *Liz Truss kick-starts trade negotiations with Japan*, 12 May 2020, at <<https://www.gov.uk/government/news/liz-truss-kick-starts-trade-negotiations-with-japan>>.

⁵⁵ Japan-UK Joint Declaration on Prosperity Cooperation, at <<https://www.mofa.go.jp/files/000285569.pdf>>, para. 3.

⁵⁶ Japan-UK Foreign Ministers' Strategic Dialogue 2020-Joint press statement, at <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000566013.pdf>>. なお、英国は、同プレスステートメントにおいて、CPTPPに関する包括的及び先進的な協定への関心を改めて表明しており、日本との交渉開始を発表する際にも、日本との交渉がCPTPP加入への重要な一歩になると述べている(United Kingdom, Department for International Trade and The Rt Hon Elizabeth Truss MP, *Liz Truss kick-starts trade negotiations with Japan*, 12 May 2020)。

⁵⁷ United Kingdom, Department for International Trade, *UK-Japan Free Trade Agreement: The UK's Strategic Approach*, at <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/884680/UK_Japan_Free_Trade_Agreement_strategic_approach.pdf>, p. 16. 同文書は、日本との自由貿易協定により最も恩恵を受けるのは、日本への輸出の際に最大10%の関税が課される繊維及び革製品であると述べている(同7頁)。

⁵⁸ 日本経済新聞朝刊「日英EPA、早期交渉へ、EU離脱後、車関税の即時撤廃を協議。」(2019年12月16日)。

⁵⁹ Robin Harding and Leo Lewis, "Japan to push for visa exemption in post Brexit trade deal", *Financial Times*, 20 May 2018, at <<https://www.ft.com/content/8f0724b8-5a84-11e8-b8b2-d6ceb45fa9d0>>.

⁶⁰ United Kingdom, Department for International Trade, *Duty suspensions and tariff quotas*, 14 March 2018, at <<https://www.gov.uk/guidance/duty-suspensions-and-tariff-quotas>>.

(3) 貿易交渉の状況

2020年5月5日、米国と英国は正式な自由貿易協定の交渉開始を発表したが⁶¹、米英間の貿易協定も、移行期間中に発行するか否かは不透明である。

米国は、2019年2月に公表した貿易交渉方針において、英国との貿易交渉により、米国の工業製品(特に繊維及び衣料品が挙げられている。)について包括的な無関税の市場アクセスを確保し、農産物についても関税引下げ又は撤廃により包括的な市場アクセスを確保するとしている⁶²。英国も、2020年3月に公表した貿易交渉方針において、米国との自由貿易協定の締結により、英国の工業製品及び農産物について関税を引き下げ又は撤廃し、包括的な市場アクセスを確保すると述べる一方、自国農業の脆弱性を考慮する必要があるとも述べている⁶³。また、英国は、塩素水で消毒した鶏肉や遺伝子組換え食品といった農産物に対する輸入規制を緩めることはできず、英国市場に対する米国の医薬品及びヘルスケア企業のアクセスを拡大することも否定しているが⁶⁴、米国トランプ政権は、とりわけ農産物について厳しい要求を行うことをほのめかしており、貿易交渉を進めることが困難になるとみられている⁶⁵。

5. まとめ

以上のとおり、移行期間終了後に、英国とEU、日本及び米国との間で適用される関税率は変わる可能性があり、今後、貿易協定の交渉状況を注視する必要がある。



へいけ まさひろ
平家 正博

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m_heike@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016年ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。

よしだ さくや
吉田 咲耶

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_yoshida@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。WTO 紛争解決手続への対応や貿易救済措置に係る対応のほか、関税、安全保障貿易管理、税関手続、補助金、政府調達、サービス貿易、アンチダンピング関税および相殺関税等、国際通商法分野の案件に幅広く従事。国際通商法に係る近時の著作として、Chambers Global Practice Guides - International Trade 2018 (Japan Chapter)および「税関当局及び貿易円滑化」(独立行政法人経済産業研究所Website「Web 解説 TPP 協定」)がある。

⁶¹ United Kingdom, Department for International Trade and The Rt Hon Elizabeth Truss MP, *Joint Statement of UK International Trade Secretary Liz Truss and USTR Robert Lighthizer*, 5 May 2020, at <<https://www.gov.uk/government/news/joint-statement-of-uk-international-trade-secretary-liz-truss-and-ustr-robert-lighthizer>>.

⁶² Office of the United States Trade Representative Executive Office of the President, *United States-United Kingdom Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives*, February 2019, at <https://ustr.gov/sites/default/files/Summary_of_U.S.-UK_Negotiating_Objectives.pdf>, p. 1.

⁶³ United Kingdom, Department for International Trade, *UK-US Free Trade Agreement*, 2 March 2020, at <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/869592/UK_US_FTA_negotiations.pdf>, p. 9.

⁶⁴ James Politi, "The challenges facing UK-US talks", *Financial Times*, 3 February 2020, at <<https://www.ft.com/content/03ee5fc6-42d7-11ea-a43a-c4b328d9061c>>.

⁶⁵ Ibid. 交渉開始後には、貿易交渉を進めるために、英国が米国農産物に対する関税を引き下げる計画を立てているとも報じられている(Peter Foster, "UK plans to cut US farming tariffs sparks ministerial spat", *Financial Times*, 14 May 2020, at <<https://www.ft.com/content/e583b8a2-4074-4fa9-9c43-08a9979e0bee>>).

IV. 人工知能(AI)に対する欧州のアプローチ: White Paper の公表

執筆者: 山本 俊之

欧州委員会は2020年2月19日に「White Paper on Artificial Intelligence: a European approach to excellence and trust」(以下「AI白書」)⁶⁶ ⁶⁷を公表した。このAI白書では各種の産業政策が提案されているが、本ニューズレターではAI規制を議論している「5. An Ecosystem of Trust: Regulatory Framework for AI」(9～25頁)の内容を紹介する。本5章は以下の8節から構成されている。

- | | |
|----|--|
| A. | Problem Definition |
| B. | Possible Adjustments to Existing EU Legislative Framework relating to AI |
| C. | Scope of a Future EU Regulatory Framework |
| D. | Types of Requirements |
| E. | Addressees |
| F. | Compliance and Enforcement |
| G. | Voluntary Labelling for No-High Risk AI Applications |
| H. | Governance |

2019年4月8日付「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」⁶⁸も引用しながら、AIの開発者や実装者は基本権(例: データプロテクション、プライバシー、無差別)や消費者保護、製造物責任に係るEU法制に既に服していると整理しつつも、AIの特性を踏まえて、法の適用や執行について問題がないかを検討すべきでないか、AIのリスクに対処できているのか、新法は必要か、といった問題提起がなされている。また、規制枠組みはAIの急速な進展にあわせて余裕を持ったものとし、修正は明確に特定された問題に対処することに限定すべきではないか、という指摘もなされている。さらにEU横断的な共通枠組みが存在せず、各国が個別に規制することで市場分断が生じる懸念が表明されている。

そして具体的には、

- 1 現行法の修正可能性に加えて、AIに特化した新法の必要性を示唆している(13～16頁)。
- 2 新法の適用範囲との関係で、AIが明確に定義されるべきとしている。その際の重要な要素は「データ(data)」と「アルゴリズム(algorithms)」(16頁)。
- 3 新法の目的達成と新法に伴う負担のバランスを取る観点から、リスクベース・アプローチを採用すべきとの見解を打ち出している。具体的には「ハイリスク(high-risk)」に着目する。あるAIの利用が、とりわけ安全性、消費者の権利、基本権の保護の観点からハイリスクであれば、新たな規制を導入する枠組みを想定している。そしてハイリスクの判断基準は①部門・業種(sector)と②利用(use)の2つとされている⁶⁹。他方で、これらの判断基準にかかわらず、ハイリスクと判断される例外事例

⁶⁶ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/commission-white-paper-artificial-intelligence-feb2020_en.pdf

⁶⁷ 責任について論じた別レポート「Report on the safety and liability implications of Artificial Intelligence, the Internet of Things and robotics」も同時公表されている。その概要がAI白書15頁に紹介されている。

⁶⁸ [High-Level Expert Group on AI \(AI HLEG\)「Ethics Guidelines for Trustworthy AI」](#)。AI HLEGは2018年6月に欧州委員会により設置された独立専門家グループ。

(i)4つの倫理原則: ①人間の自律性の尊重(Respect for human autonomy)、②危害の防止(Prevention of harm)、③公平性(Fairness)、④説明可能性(Explicability)、(ii)7つの重要要件: ①人間の営みと監視(Human agency and oversight)、②技術的な頑健性と安全性(Technical robustness and safety)、③プライバシーとデータガバナンス(Privacy and data governance)、④透明性(Transparency)、⑤多様性、無差別、公平性(Diversity, non-discrimination and fairness)、⑥社会及び環境の幸福(Societal and environmental wellbeing)、⑦アカウンタビリティ(Accountability)、(iii)評価リストから構成される。

⁶⁹ ハイリスクの部門・業種の例示として、ヘルスケア、交通、エネルギー、公共部門が挙げられているが、必要に応じて定期的な見直し・修正が必要とされている。利用について、例えばヘルスケアは一般にハイリスクであるが、AIが病院診療予約システムに利用されているのであれば、そこに問題が生じても新法導入を正当化するほどの重大リスクを生じさせるものではない、という例が挙げられており、2つの判断基準の関係について説明がなされている。

がありうることも指摘されている(17~18頁)。

- 4 ハイリスク規制を設ける際には、①学習データ、②記録・データ保持、③情報提供、④頑健性・正確性、⑤人間の監視、⑥遠隔生体認証のための特則⁷⁰、といった点が主要な要件になりうるとしている(18~22頁)。
- 5 AIをとりまく各種関係者の中で、誰がハイリスク規制の義務を負う主体となるべきかについては、各段階において、潜在的なリスクについて最も対処可能な者との見解が示されている。さらに、地理的範囲についても、設立地がEU域内かどうかにかかわらず、AIが利用可能な製品・サービスをEUにおいて提供する全ての関連する経済事業者に適用すべきとし、第三国承認についても言及する(22、25頁)。
- 6 ハイリスクなAIに対する事前の適合性評価にも言及し、その中には開発段階におけるアルゴリズムやデータの確認も含まれるとする(23頁)。
- 7 ハイリスク規制の対象とならないAIについても、任意の表示(labelling)スキームを構築することが検討対象とされている(24頁)。
- 8 金融、医薬品、航空、医療機器、消費者保護、データプロテクション等の既存の規制体系との重複回避について言及されている(25頁)。

といった提言がなされている。

域外適用についても提言されている以上、今後の新法・新規制の内容次第では、EU域内に拠点を有する日本企業は当然のこと、EUに対してAIビジネスを展開する日本企業への影響も否定できないように思われる。

このAI白書については、本ニューズレター執筆時点で、コメント期間の期限が本年6月14日とされている⁷¹。



やまもと としゆき
山本 俊之

西村あさひ法律事務所 弁護士

to.yamamoto@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。アセットマネジメントやデリバティブを中心に、金融取引やレギュレーション、当局対応・海外紛争案件にも関与。弁護士登録前は、2000-2005年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007-2008年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会認定アナリスト、国際公認投資アナリスト。AI関連の近著に「金融機関におけるAI/MLのユースケースと法的問題」や「AIを利用した公募投信の現状」(共著)があり、「FIN/SUM2018×REG/SUM」でもAIに関する講演を行っている。

V. EU加盟国間の二国間投資保護条約(Intra-EU BIT)を終了するための協定の署名

執筆者: 石戸 信平、稲岡 優美子

[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター2019年2月号「intra-EU ISDSの利用可能性の「消滅」—EU加盟国代表による宣言」](#)では、2019年1月15日に発表されたEU加盟国代表による共同宣言(以下「共同宣言」)⁷²の内容を紹介した。共同宣言は、オランダ=チェコスロバキア投資保護条約に基づく投資仲裁がEU法に反すると判断した欧州司法裁判所のAchmea事件判決(2018年3月6日)⁷³を受けて出されたものであり、intra-EU BITにEU法が優先すること、結果として、intra-EU BITに規定されているISDS条項(投資家と国との間の紛争解決条項)がEU法に反し、適用不可であること等を宣言している。さらに、共同宣言では、EU加盟国が遅滞なく、intra-EU BITを終了する複数国間協定又は二国間協定の締結を行うこと等のアクションを実行することも宣言している。

2020年5月5日、共同宣言が示した上記アクション・プランを受けて、EU加盟国23ヶ国が「[EU加盟国間の二国間投資保護条約を終了するための協定\(以下「intra-EU BIT終了協定」又は「本協定」\)](#)」に署名した。本ニューズレターでは、intra-EU BIT終了協定の概要及び日本企業への示唆について取り扱う。

⁷⁰ 顔認証が例示されている。各種報道によれば、AI白書の草案段階では、顔認証の一時的な利用禁止について言及されていた模様である。

⁷¹ <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/white-paper-artificial-intelligence-european-approach-excellence-and-trust>

⁷² https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/190117-bilateral-investment-treaties_en.pdf

⁷³ Case C-284/16, Slovakische Republik v Achmea BV: ECLI:EU:C:2018:158.

1. intra-EU BIT 終了協定の内容

intra-EU BIT 終了協定には、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア及びスペインの 23 ヶ国が署名を行った。今回署名を行わなかった EU 加盟国は、オーストリア、フィンランド、アイルランド⁷⁴及びスウェーデンの 4 ヶ国であり、さらに、2020 年 1 月 31 日をもって EU から離脱した英国も本協定には署名していない。

intra-EU BIT 終了協定の内容は、大要下記のとおりである。

- 本協定の締約国間で締結されている現行の intra-EU BIT(本協定の附属書 A に列挙されている。)を終了する。BIT 終了後一定期間にわたり BIT 終了前に設立された投資財産に対して BIT の保護が及ぶ旨を規定する、いわゆるサンセット条項についても終了する。(本協定 2 条)
- 本協定の締約国間で締結されていたが既に二国間で終了された intra-EU BIT(本協定の附属書 B に列挙されている。)のサンセット条項を終了する。(本協定 3 条)
- 上記 intra-EU BIT の終了及びサンセット条項の終了は、各 intra-EU BIT に関し、当該 intra-EU BIT の当事国の両方について本協定の効力が発生した時点で効力が発生する。(本協定 4 条 2 項)
- Achmea 事件判決が出された 2018 年 3 月 6 日より前に intra-EU BIT に基づき付託された仲裁手続(ISDS)であって、同日時点で仲裁裁定が出されていないもの、仲裁裁定が適法に執行若しくは履行されていないもの又は取消請求、承認・執行の申立てが裁判所等に係属しているもの(以下「係属中の仲裁手続」)、又は 2018 年 3 月 6 日以降に intra-EU BIT に基づき申し立てられた仲裁手続に関しては、当該 intra-EU BIT の締約国は、仲裁廷に Achmea 事件判決の法的帰結について告知しなければならず、また、仲裁裁定について取消請求、承認・執行が国内裁判所(第三国の裁判所を含む。)に申し立てられている場合には、当該手続の当事者となっている intra-EU BIT の当事国は、仲裁裁定を取り消すこと又は承認・執行しないことを請求しなければならない。(本協定 7 条)
- 投資家が係属中の仲裁手続の当事者であって、かつ、紛争の対象となっている措置に関し権限ある国内裁判所に不服申立てを行っていない場合は、経過措置を利用することができる。経過措置としては、係属中の仲裁手続の当事者である本協定の締約国との和解手続及び係属中の仲裁手続で争われている措置に対して国内法に基づき行うことができる司法的救済へのアクセスが規定されている。特に、後者に関しては、国内法上申立て期限が徒過していても司法的救済へのアクセスを保障している。(本協定 8 条～10 条)
- 本協定の効力発生には、各締約国の批准、承認又は受諾が必要であり、2 番目の批准、承認又は受諾の文書を寄託者が受領した日の 30 日後に本協定の効力が発生する。さらに、各締約国については、当該締約国が批准、承認又は受託の文書を寄託した日の 30 日後に本協定の効力が発生する。(本協定 16 条 1 項及び 2 項)
- なお、本協定は、EU 加盟国間で締結された二国間投資保護条約(intra-EU BIT)を対象としており、EU 加盟国を含む多数国間条約であるエネルギー憲章条約 26 条に基づく仲裁手続を対象としていない。(本協定前文)

上記のように、本協定は、各締約国の批准等により効力が発生するため、今後は、各締約国において本協定の批准等のための国内手続が進行するものと見られ、批准等を完了した締約国から順次本協定が発効し、本協定が発効している締約国同士で締結している二国間投資保護条約が終了していくものと考えられる。

⁷⁴ アイルランドは、2011 年に、同国が締結した唯一の intra-EU BIT であるチェコとの投資保護条約を終了している。

2. 日本企業への示唆

本協定は、intra-EU BIT の終了を規定するほか、2018年3月6日のAchmea事件判決以降に係属しているintra-EU BITに基づく仲裁手続に関する締約国の義務や投資家の権利救済のための経過措置を規定していることが注目に値する。しかし、少なくとも公開情報を見る限りでは、日系企業がintra-EU BITに基づき付託した仲裁手続が係属中である事案は確認できない。よって、以下では、本協定に基づくintra-EU BITの終了が日本企業の対EU投資の保護に与える示唆について論じる。

この点に関して、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2019年2月号「intra-EU ISDSの利用可能性の「消滅」—EU加盟国代表による宣言」](#)では、必ずしも全てのEU加盟国について、法制度の安定性、政府のガバナンス等に十分な信頼が置けるわけではなく⁷⁵、投資保護条約及びISDS条項による投資保護の必要性が高いことを指摘し、さらに、日EU投資協定交渉の妥結の見通しが立たない状況下では、日本企業によるEU加盟国への投資においてISDSの利用可能性を確保するためには、下記の2つの考慮を払う必要があることを指摘した。

- ① エネルギー分野の投資については、日本、EU加盟国のいずれもエネルギー憲章条約の当事国であるため、日本からの直接投資とすることによりエネルギー憲章条約に基づく非intra-EU ISDSが引き続き利用可能である。
- ② 非エネルギー分野の投資については、第三国(非EU加盟国)に設立する法人を経由する投資とし、当該第三国と投資先EU加盟国との間の投資保護条約に基づくISDSの利用可能性の確保を検討すべきである。有力な経由国としては、スイス、香港、ドバイ、英国等があり得る。

上記②の「経由国」の点に関しては、本協定に英国が署名していないことが注目に値する。英国は、現在下記のEU加盟国との間で二国間投資保護条約を締結⁷⁶しているため、今後も英国が本協定に参加せず、かつ、その他の方法でEU加盟国との間の二国間投資保護条約が終了されなければ、日本企業として、下記の国々に投資する場合にISDSの利用可能性確保の観点から英国を経由地とすることを検討することができる。ただし、2020年5月14日に欧州委員会は、英国及びフィンランドに対して、効果的に法秩序からintra-EU BITを除去していないことを理由に条約違反手続(infringement proceedings)を開始しており、両国に対して、必要なあらゆる措置をとることを求めている⁷⁷。今後、英国及びフィンランドが4ヶ月以内に十分な回答を行わない場合には、欧州委員会は理由付きの意見(reasoned opinion)を発出し、正式にEU法違反の是正を要求することとなる。英国がそれでもなお、EU加盟国との間の二国間投資保護条約を維持し続けられるか、今後の動きを注視する必要がある⁷⁸。

英国とEU加盟国との間の二国間投資保護条約の相手国
クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、ラトビア、リトアニア、チェコ、スロバキア、ハンガリー、マルタ

また、上記経由候補国の中では、非EU加盟国であるスイスが、下記のように11ヶ国のEU加盟国との二国間投資保護条約を締結⁷⁹しており、これらの国々への投資に際しては、スイスとの二国間投資保護条約の利用可能性を考慮することができる。これらの二国間投資保護条約はintra-EU BITではなく、現時点では、今後も存続することが見込まれる。

スイスとEU加盟国との間の二国間投資保護条約の相手国
クロアチア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、ラトビア、リトアニア、チェコ、スロバキア、ハンガリー、エストニア、ポーランド

⁷⁵ 例えば、2020年4月29日、欧州委員会は、ポーランドの新たな法律が裁判官の独立性を損なうとの懸念から、[ポーランドに対する条約違反手続\(infringement proceedings\)を開始](#)した。

⁷⁶ <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements>

⁷⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/INF_20_859 なお、欧州委員会は、EU離脱協定の下では、2020年末までの移行期間中は、英国に対してEU法が引き続き適用されることを指摘している。

⁷⁸ なお、理由付き意見にも従わない場合には、欧州司法裁判所に付託される(欧州連合運営条約258条)。

⁷⁹ <https://investmentpolicy.unctad.org/international-investment-agreements>

いしど しんぺい
石戸 信平西村あさひ法律事務所 弁護士
s.ishido@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012-2015年外務省国際法局経済条約課(課長補佐)、2016-2017年ロンドンの国際仲裁専門法律事務所スリークラウンズ法律事務所にて勤務。これまで、ICSID、UNCITRAL、ICC等の仲裁規則が適用される投資紛争解決において当事者を代理している。また、国際投資、サービス貿易、政府調達、宇宙法等の分野における国際ルールの形成、国内履行、民間による活用に精通し、これらの分野について国内外の企業、政府に対して助言を提供している。

いなおか ゆみこ
稲岡 優美子西村あさひ法律事務所 弁護士
y.inaoka@jurists.co.jp

2018年弁護士登録。2017年東京大学法学部卒業。貿易救済措置に係る対応やWTO紛争解決手続への対応等、国際通商法分野の案件に従事。国際訴訟・国際紛争解決における経験を有するほか、世界各国での企業結合審査対応や独占禁止法コンプライアンス等、競争法分野におけるアドバイスをを行う。

VI. ドイツ:新型コロナウイルス感染症対策としての破産申立義務の緩和等

執筆者:田中 麻理恵

※ 本ニュースレターは2020年5月5日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

コロナウイルス感染症の流行は、一部の地域の問題ではなく、全世界の経済活動に影響を与えています。グローバルに活動している企業においては、日本国内での問題のみならず、世界各国のグループ会社・取引先等の活動についても、同時並行的に留意する必要があります。

弊所の [2020年4月3日号ヨーロッパニュースレター「ドイツ:コロナウイルス感染症の流行に対応した行政措置および立法措置」](#) では、コロナウイルス感染症対策としてドイツ連邦政府が講じている措置の一つとして、破産申立義務の緩和について触れました。本ニュースレターでは、もう少し掘り下げて、ドイツにおける破産申立義務について概要を述べた上で、今回のドイツにおける措置の詳細、またドイツに子会社等を有する親会社・大株主として、今後日本企業が留意すべきと考えられる点について、説明します。

1. ドイツにおける破産申立義務

(1) 取締役の破産申立義務

ドイツの会社の取締役(なお、例外的な場合には、株主や監査役会等が義務を負担する場合があります)は、会社が支払不能又は債務超過の状態になった場合には、不当な遅延なく、遅くとも3週間以内に、裁判所に対して倒産手続開始の申立てを行う義務を負います。ただし、一定の要件を充足する場合には、多少の遅延は許容されることがあります。

① 支払不能

ドイツの法律上、支払期限に支払いができない場合に、支払不能とみなされ、また支払を停止した場合には、通常支払不能と推定されます。ただし、一時的な支払いの遅れ等は、支払不能とはみなされません。

② 債務超過

ドイツの法律上、会社の継続性が強く示唆される状況でない限り、貸借対照表上、純資産がマイナスである場合には、債務超過とされます。

(2) 違反時の責任

故意又は過失によりこの申立義務に違反した取締役は、個人として、個人の民事責任を負い得るほか、刑事責任(3年以内の自由刑又は罰金)を科される可能性があります。

また、取締役は、支払不能又は債務超過となった後に生じた支払いについて、会社に補填する責任も負います。

(3) 破産申立義務解消のための対応

このような状態に直面した場合、会社の継続を望む会社の取締役としては、支払不能又は債務超過の状態を解消して破産申立義務を解消することを検討することになります。

追加融資や保証を受ける場合、債権者らとの合意によるリスケジュール(支払期限の繰り延べや債権放棄等)が成立する場合のほか、株主からの新たな資金・資本の提供(株主ローン又は追加出資)を受ける場合もあり得ますし、その前段階として、株主からの追加の資金拠出等を約束するレター取得により、義務の免除が認められる場合もあります。

2. 今回のドイツ連邦政府による主要な倒産関連措置

(1) 破産申立義務の停止

今回のドイツ連邦政府により講じられた法改正により、現時点では2020年9月30日まで(最大2021年3月31日までの間で延長される可能性はあります)倒産申立義務が包括的に停止されます。もっとも、以下のいずれかに該当する場合には、上記倒産申立義務の停止は適用されません。なお、この例外のいずれも、2019年12月31日時点では流動性を失っていなかった場合には、適用されないものと推定されます。

- ① 支払不能・債務超過がコロナウイルス感染症の拡大によってもたらされたものではない場合
- ② 既存の資金繰りの支払不能(Zahlungsunfähigkeit)については是正の見込みがない場合

(2) 倒産申立義務発生後の支払い

ドイツ法においては、通常の経済人の行動に沿った(due care of a prudent businessperson)ものである場合のみ、破産申立義務が発生した後の支払いが許され得る(それ以外の債務の支払いについては、会社に補償する責任を取締役が負う)と解されていますが、通常の事業の過程での支払い、特に事業を維持又は再開するための支払いは、この「通常の経済人の行動」に沿った支払いとみなされるとされています。この点でも、取締役の義務・責任が緩和されています。

(3) 債権者申立てによる手続開始

また、破産手続の開始は、債権者によっても申立てが可能ですが、今回のドイツ連邦政府による措置においては、2020年3月28日から同6月28日までの間に債権者から行われた破産手続開始申立てについては、2020年3月1日時点で、流動性を失っていた又は債務超過であった場合にのみ開始するものとされました。

3. 日本企業が留意すべき点

コロナウイルス感染症の流行に伴い、ドイツ子会社自身の業績が悪化し、資金繰りが厳しくなる、バランスシートが悪化する場合のほか、例えば取引先(ドイツ国内の会社に限りません)が倒産したことによって、債権が回収できなくなり、バランスシートを悪化させるということもあり得ます。そして、そのような場合には、ドイツ子会社の取締役に、法律上の破産手続申立義務が生じ得ます。

先に述べたように、ドイツ連邦政府により講じられた措置により、現時点では、当該破産申立義務は、2020年9月30日までは包括的に停止されますが、包括的停止措置が終了した後の事態も見据える必要があります。

財務状況等が悪化したドイツ子会社の親会社・大株主としての日本企業としては、今回認められた猶予期間内において、まずは、ドイツ子会社の資金繰り・財務状況の把握に努め、またコロナウイルス感染症の問題が収束した後に事業が回復し得るかも

検証の上、金融機関等の債権者とのリスク交渉を行わせるか、その交渉がうまくいかない場合やそもそも金融債務がない等の場合には、親会社・大株主から資金・資本を投入した上で事業を継続させるべきか、それとも撤退すべきか（そして、撤退できるか）等を判断することになると考えられます。

なお、この破産申立義務は、取締役個人の民事・刑事上の責任を伴うため、取締役個人（現地雇用の取締役のみならず、親会社から派遣されている取締役）にとっては、破産申立義務の解消に、強いインセンティブが働きます。他方で、窮境にある会社への資金や資本の供給には（特にその権利が劣化する可能性のある場合には）、日本の会社法上、善管注意義務の問題も生じ得るため、親会社としては、これらの状況を総合的に考慮した上での慎重な検討が必要になります。



たなか まりえ
田中 麻理恵

西村あさひ法律事務所 弁護士

mar_tanaka@jurists.co.jp

2006年東京大学法学部卒業、2008年東京大学法科大学院修了、2009年弁護士登録、2016年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2017年ニューヨーク州弁護士登録。事業再生/倒産案件(米国 Chapter 11 など国際倒産案件を含む)及びコーポレート・M&A 案件に中心的に携わる。近時の著作として『事業再生大全』(商事法務、2019年)等がある。

VII. イタリアの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する状況・対応について

執筆者: 高田 祐貴、福井 雅俊

※本ニューズレターは2020年5月13日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

概要

イタリアにおいては、欧州諸国の中でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「新型コロナウイルス」といいます。）の影響を早くから、かつ、大きく受けております⁸⁰。かかる状況を受け、イタリア政府は、国民健康サービスの強化、家庭・労働者・企業の支援を目的として、2020年3月17日付で、暫定措置令である Law Decree no. 18 of 17 March 2020 (the “Cure Italy” Decree。現在は法律(Law no. 27 of 24 April 2020)となっております。)を制定したことに加え、同年4月8日付で、追加の対策を定めた Law Decree no. 23 of 2020 (the “Restore Liquidity” Decree)を制定しました。本ニューズレターでは、これらの措置令等に基づきイタリア政府により実施されている以下の領域における主要な支援措置の概要を紹介いたします。

1. 金融システムを通じた流動性の支援
2. ビジネスの流動性を支援する税制度
3. 債務整理及び倒産手続
4. 労働者保護関連

1. 金融システムを通じた流動性の支援

(1) 債務保証

企業が金融機関等から融資を受ける際に下記の保証制度を利用することができます。これにより金融機関等から企業への融

⁸⁰ イタリア国内における感染者数は221,216人、また、死者数は30,911人(2020年5月13日現在)。イタリアでは首相令に基づき、2020年3月10日から外出規制(イタリア全土における移動の禁止、一部例外を除く全面的な生産活動の禁止等)が実施されている。イタリアにおける外出規制は日本よりも厳格で、フランス同様、外出の際には理由を記した証明書を携帯するように求められており、外出規制に違反した場合は最大3,000ユーロ(日本円で約36万円)の罰金を科される。感染者数の減少を背景に、同年5月4日から規制を段階的に緩和しており、州内で運動のために外出することや少人数で親族を訪ねることは認められ、製造業、建設業、卸売業等の事業の再開が認められている(同年5月18日からは小売店の営業、美術館、博物館、図書館、同年6月1日からは飲食店、理髪店などの営業の再開が予定されている。)

資の促進が期待されます。

イタリア政府は、輸出信用・信用保険等の保険・金融に関する活動を支援する、経済・財務省 (Ministero dell'economia e delle finanze) 傘下の国有企業である Servizi Assicurativi del Commercio Estero S.p.A (SACE) を通じて、企業が金融機関から融資を受けるに際し、2020 年 12 月 31 日までに総額 2,000 億ユーロの融資保証を提供します (SACE Guarantee)。保証対象の企業⁸¹の規模に制限はありませんが、企業規模に応じて保証の割合に差異が設けられております⁸² ⁸³。

また、中小企業⁸⁴に対しては、イタリア政府は、中央保証基金 (The Central Guarantee Fund (Fondo Centrale di Garanzia)) を通じて、企業が金融機関から融資を受けるに際し、2020 年 12 月 31 日まで、1 企業当たり最大 500 万ユーロの融資保証を提供します。なお、保証された債務の満期日の延期があった場合等においては、保証期間は自動的に延長されます。

(2) 支払期限の延期等

中小企業は、銀行等の金融機関に対し、新型コロナウイルスの流行の結果、資金流動性の問題が生じたことを申告する証明書を提出する等の条件を充足することにより、以下の優遇措置を受けることができます。

- 当座貸越枠について、2020 年 2 月 29 日から同年 9 月 30 日までの間、銀行による全部又は一部の取り消しを禁止
- 2020 年 9 月 30 日以前に満期が到来する一括返済型ローンについて、満期を 2020 年 9 月 30 日に延期
- リース債務等の分割返済型ローンについて、2020 年 9 月 30 日以前に支払われるべき額の支払期限を 2020 年 9 月 30 日に延期及び支払スケジュールの延期

2. ビジネスの流動性を支援する税制度

旅行会社やイベント企画会社等の典型的に新型コロナウイルスによって深刻な影響を受ける可能性のある事業を行う会社又は売上高が著しく減少した会社について、VAT (付加価値税)、源泉徴収費、社会保障費並びに保険料の支払期限が、それぞれの支払期限に応じて 2020 年 5 月 31 日又は同年 6 月 30 日まで延期されます。スーパーマーケットや薬局等の日常生活に不可欠な事業以外を行う事業者は、同年 3 月に支出した賃料の 60% に相当する額について税額控除を受けることができます。また、消毒や衛生環境を保つための器具 (サージカルマスクや保護パネル等) の購入等社内の衛生面向上のために費用を支出した会社は、支出した費用の 50% に相当する額について税額控除を受けることができます。

3. 債務整理及び倒産手続

新型コロナウイルスの流行による経済危機の状況下における新法の施行による混乱の回避等を理由として、Crisis and Insolvency Code (Legislative Decree no. 14 of 12 January 2019, implementing Law no. 155 of 19 October 2017) の施行日が 2021 年 9 月 1 日まで延期されることになりました。裁判所の承認を受けた債権者との間の債務免除及び債務整理契約については、2020 年 2 月 23 日から 2021 年 12 月 31 日までを履行期限とする義務の履行期限が 6 ヶ月延長されます。

また、検察官が申立を行う場合等特定の場合を除いて、2020 年 3 月 9 日から同年 6 月 30 日までの間になされるイタリア倒産法 15 条等に基づく破産申立等は不許可となります。

⁸¹ 銀行等一部の企業は保証対象から除かれている。

⁸² 2019 年度の総売上高の 25% 又は人件費の 2 倍に相当する額を上限として、従業員の数が 5,000 人未満かつ年間総売上高が 15 億ユーロ未満の企業においては融資額の元本の 90%、従業員が 5,000 人以上かつ年間総売上高が 15 億ユーロから 50 億ユーロ未満の企業においては融資額の元本の 80%、年間総売上高が 50 億ユーロ以上の企業においては融資額の元本の 70% が保証される。また、保証期間は 6 年となっている。

⁸³ なお、中小企業の場合は、まず中央保証基金による融資保証を利用し、限度額を超えた場合に SACE Guarantee を利用することができる建て付けとなっている。

⁸⁴ 従業員の数が 500 人未満の企業が対象となっている。

4. 労働者保護関連

事業主は、2020年3月17日から60日間(延長される可能性があります。)、いかなる理由によっても集団的な解雇(120日間に5人以上の労働者の解雇)手続を開始することができず、また、生産活動の縮小⁸⁵等を含む会社側の都合で、個別に従業員の解雇を行うこともできません(ただし、従業員に重要な契約違反がある場合等従業員側に帰責性のある個別解雇は通常時同様認められます。)。また、同年2月23日以降に開始された集団的な解雇手続は一時停止されます。

また、「新型コロナウイルス」の影響により、労働が制限されている労働者は、2020年3月17日までに雇用されていることを条件に、同年8月31日までの期間中、最長で9週間(一部地域の労働者については各地域に応じてさらに最大3週間又は4週間の延長が可能です。)、その賃金の80%に相当する額を所得補償金庫から給付を受けることが可能です。

以上



たかだ ゆうき
高田 祐貴

西村あさひ法律事務所 弁護士

yu_takada@jurists.co.jp

2016年弁護士登録。国内外のM&A取引のほか、コーポレート・ガバナンス、株主総会指導、個人情報保護その他一般企業法務全般に幅広く従事する。



ふくい まさとし
福井 雅俊

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_fukui@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。M&A案件、コーポレート案件、個人情報案件に広く携わる。

以上

⁸⁵ 生産活動の縮小が新型コロナウイルスの影響によるものかどうかは考慮されない。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。